

手続説明書

(下水)

排水設備工事責任技術者の登録等

1 排水設備工事責任技術者の登録（新規・更新）

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者登録申請書（様式第7） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第8） ※【参考資料】により誓約する事項を確認すること。 <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し <input type="checkbox"/> 愛知県排水設備工事責任技術者試験の合格証又は修了証の写し <input type="checkbox"/> 写真（縦25 [㍉] ×横20 [㍉] ）2枚 ※3か月以内に撮影した上半身のものとし、裏面に氏名・勤務先を記載すること。

注 更新の場合には、責任技術者証の写しを添付してください。更新後の責任技術者証は、現行の責任技術者証と引き換えに交付します。

2 登録事項の変更

排水設備工事責任技術者証の記載事項に変更があったときは、変更の手続が必要です。

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者登録事項変更届出書（様式第11） <input type="checkbox"/> 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し【住所・氏名の変更の場合のみ】 <input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者証の写し <input type="checkbox"/> 写真（縦25 [㍉] ×横20 [㍉] ）2枚 ※3か月以内に撮影した上半身のものとし、裏面に氏名・勤務先を記載すること。

注 書換え後の責任技術者証は、現行の責任技術者証と引き換えに交付します。
届出者は、登録を受けている者となります。

3 排水設備工事責任技術者証の再交付

排水設備工事責任技術者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の手続が必要です。

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者証再交付申請書（様式第10） <input type="checkbox"/> 写真（縦25 [㍉] ×横20 [㍉] ）2枚 ※3か月以内に撮影した上半身のものとし、裏面に氏名・勤務先を記載すること。 <input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者証 ※破損又は汚損の場合に限る。

注 届出者は、登録を受けている者となります。

4 排水設備工事責任技術者の登録の抹消

排水設備工事責任技術者が次のいずれかに該当するときは、登録の抹消の申請又は届出の手続が必要です。

- ・登録の抹消を希望するとき。
- ・死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

提 出 書 類
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者登録抹消申請・届出書（様式第12） <input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者証

5 書類の作成上の注意事項

- ・記載の項目に□があるときは、該当する項目の□にレを記入すること。
- ・用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ・住民票の写し又は外国人登録証明書の写しは、その発行の日から3か月以内に交付されたものに限るものとし、交付された原本（コピー不可）を提出してください。

6 その他

- ・排水設備工事責任技術者の登録、登録の更新、排水設備工事責任技術者証の再交付等の事務に係る手数料は、徴収していません。

【参考資料】 様式第8で誓約する事項は、第14条第2項各号に掲げる事項です。

■津島市排水設備指定工事店規程第14条（被登録資格）

第14条 社団法人日本下水道協会愛知県支部の行う排水設備工事責任技術者の資格の認定のための試験（以下「試験」という。）に合格した者は、排水設備工事責任技術者の登録を受けることができる資格（以下「被登録資格」という。）を有する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、被登録資格を有しない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 試験の合格を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 第25条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

3 略